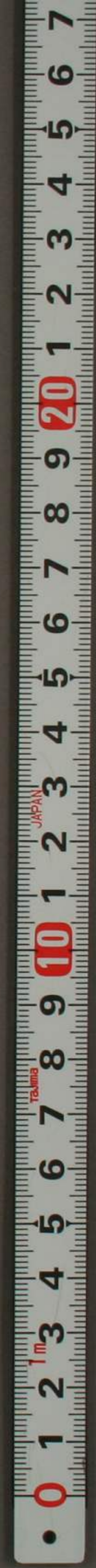


鹿島名所圖繪

島

ル 4  
3646  
2



4  
3646  
2

鹿嶋志下の巻



神官小倭仗平時鄰撰



○鹿嶋の名義 文字の如く鹿の栖嶋也名づけたりと云べし鹿乃

縁ありと云ふ古事記に云く。上巻鹿之神使。天よりの鹿嶋宮といひ。地よ

ての豊鹿嶋宮と云ふも。風土記にも。今現在よ

鹿のあらし群居りとも灼然なる。又一説は神の鎮りともと義にて

神嶋の略言といひ。曰説は甕嶋ありなりといふあり。鹿嶋といふ

○霰零鹿嶋 風土記は風俗説云霰零香嶋之國万葉集は霰

零鹿嶋之嶋も阿良礼布理可志麻能可美さぐよと云後々

の歌にも地味くともあり。この霰のあゝ音いかはききものなれど。

霰零すすまといひはげげ。枕詞あり。又万葉は霰零吉志美

我高ともありもききもいかに通音なまといひけり。よ

鹿嶋志下

昭和十一年十一月

昭和廿三年  
三月廿七日

吉志羨我高きし肥前國ひぜんのくにはあり。うらうらと詞林采葉抄。冠辞考かむりさ  
どらうらうら。

○御笠山 神宮じんぐうの先まへの山やまとあり。この山の姿蓋かきの顔かほは似にれ山やま

の形かたちより名なづけしや。山やまの中なかに御笠社みかさのやしろあり。俗よに甲かぶの大神おほいのかみ

の昔冠むかしのかむり多おほく甲かぶを納なめし處ところなり。い傳つたへし。平ひら氏の説いひは

甲かぶを冠かむりするものなれむし御笠みかさとひて。この御笠みかさを藏かくる山やま

あれを御笠山みかさのやまとあり。なまづもり。大神おほいのかみ天あまは還かへ昇あがりし時とき甲かぶを指さすの想おも信む

松杉まつ杉の古木ふるき地ぢ保たもゆる中なかに躑躅つとむもまゝ生なひ茂さる。三四月さんしがつ花はな

盛さかの頃ころ分わ入いん人ひとの帰かへり道みちも忘わすれぬべし。

○海石 海うみの石いしの御坐みまとあり。也つ上かみは出いだしたり。石いしの頭かぶは小こけ

石いしの根ね深ふかく埋うめし。いしは石いしあり。いしは石いしの頭かぶは小こけ

石いしの根ね深ふかく埋うめし。いしは石いしあり。いしは石いしの頭かぶは小こけ

夫木集

光俊

たけのこねをみくらる。我われ子こ早はや振ふる山やまのおくれ石いしのみままと。同書どうしよは

此歌このうた或抄あるしやう云い。光俊朝臣みつとねのあそ鹿嶋社かじまのやしろはまうで侍さむらひ々々。奥おくの御前みまへと

て不開ひらの御殿みどのより二三町にさんちやうむら東ひがしの山やまの中なかに地ぢ保たもゆる御殿みどの

よて。かた神官じんぐんとよむ。これ平ひらなる石いしの圓まあり。二尺にせふづりあり。

やあ。あん問侍もんさむらひ。さる石いしあり。御殿みどののうらうらの竹たけの中なかに埋う

めし侍さむらひ々々と掘あり出いで。此この明神あきかみ天あまより降くだるひとこの石いしの上うへ

に坐ざ禅ぜんせしや。石いしあり。万葉集マンヤクシュは石いしのまほしと云い。是こゝありて

かん神官じんぐんは語ことを侍さむらひ々々。云い。此この歌うたの歌うたの上うへを尋たずねても今いまも引ひく神詠かみよを

又また此歌このうたと一日いちにち三及さん及び詠よせん。一日いちにちは一度いちど神行かみゆきあり。大おほ河海おほ折を踏ふ踏ふ巻まきの

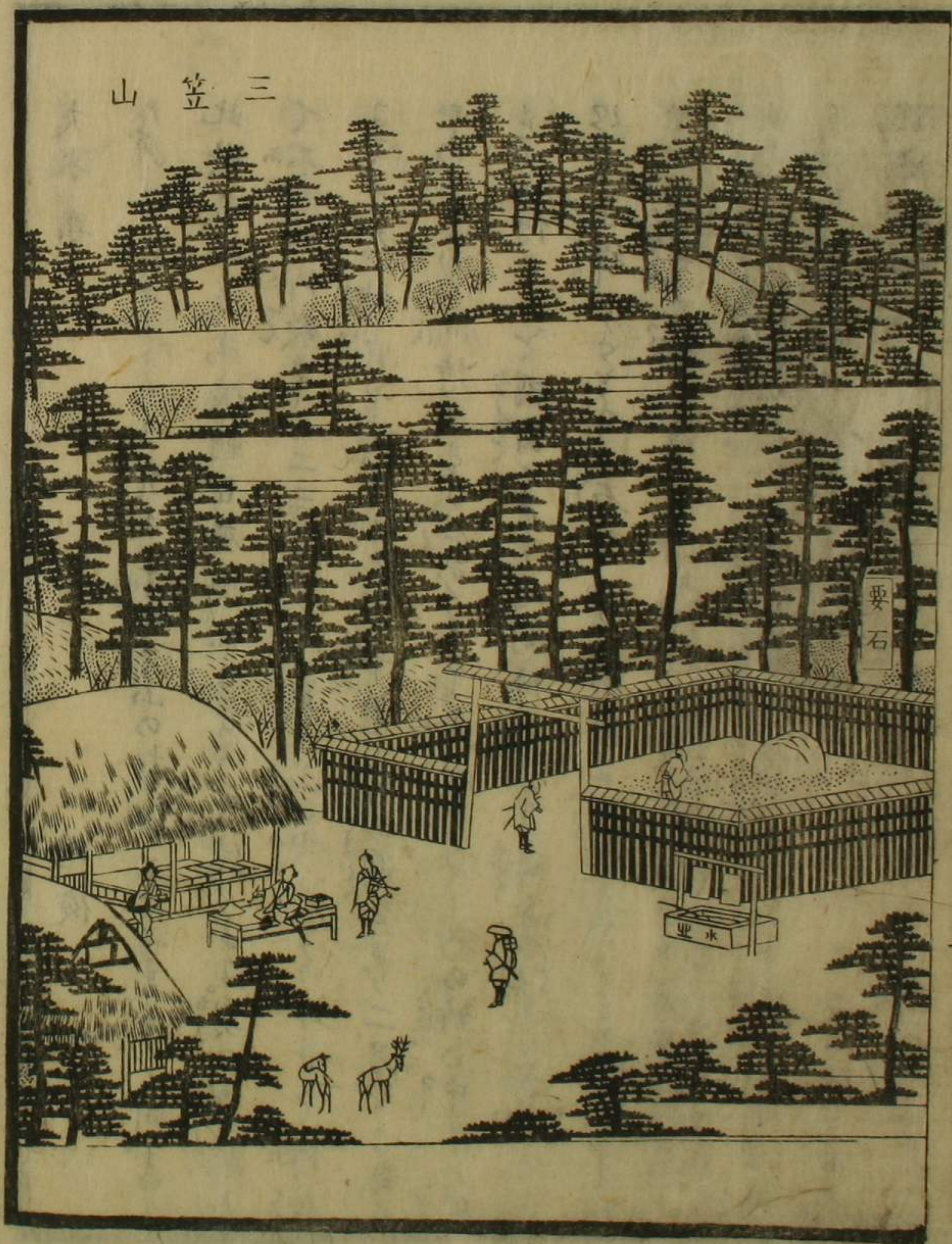
基重もとむねの詠よと朝あとと詠よせし故ゆゑも不思議ふしぎな常陸とこひは領りやうを所ところ出いだしけり。神道集かみちのくみ

山やま中なか石いし在あり。大明神あきかみ御み思おも惟ただ有あり。詞林采葉抄しりんさいえしやうは鹿嶋かじま

明神あきかみ金輪際かみりんざいより生なり出いた。御座石みまのいしと柱はしらと。藤ふぢの根ね々々。日ひ



三笠山

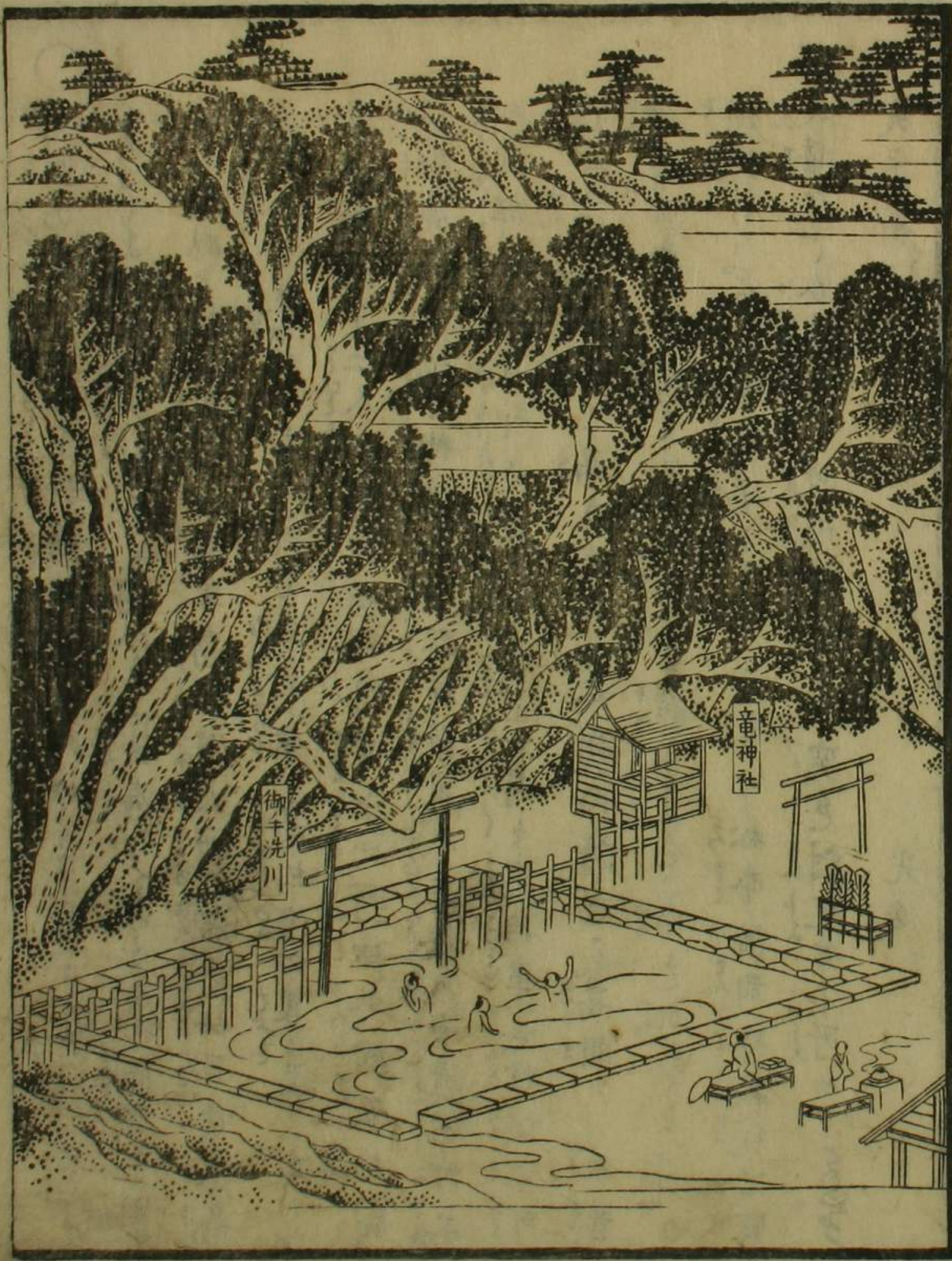


本國を以てしるすもの云々。神社啓蒙。相傳曰神誓以石爲柱者  
 石齋之際神明在也。神の始て現形ありし事跡を殘して影向石と  
 きむら神祕めれを知らざれば。按名義を要の石とあがめた  
 りんが。要らざるを蟹眼に似く物の尤きとのみ稱るべし。圓石此  
 義とくもす。或説は神の石上は現はる。要と蟹眼との。證  
 へ行宗集。扇の要とのめ又そのの久とす。延暦儀式帳延  
 喜式。蟹眼釘とのめえ。源平盛衰記。忠度扇とて仕  
 ぬも。蚊の目のまじくと御前へ聞えらる。わがあ。よて明  
 ららる。扇とてをもくもやぬきどの要石鹿嶋の神のあ。へり  
 ざり。いと。歌と誰人のよみ。うけん。あ。く。世俗の口か。し  
 歌あり。鹿嶋同答。あ。あ。常陸國誌。土人相傳有大魚圍繞  
 日本首尾會於斯地。鹿嶋明神釘其首尾以貫之不得動揺

譬如扇柄得釘而堅固。此石即釘也。荒唐可笑云。

○御手洗川

二町あまう山のわくはあり。水の花のと清らうり  
 底の砂れりども見り。ぐり。澄り。夏日は炎熱ころい殊更  
 冷きこと水のぐり。例傳記。昔宮造のころ一夜のわづらおの  
 づり。涌出たりと。一説大神の天曲とあり。本朝俗諺志。御手洗  
 山陰より涌清水る。十間二十間。ぐりの池水清潔なり。  
 此所りて垢離と。この深きと大人小人は限らむ万人  
 乳を過む。當社不思議の。御手洗の文  
 字のぐり御手洗の義より。あ。の。及。あ。俗は上代日光の二王  
 き。此水をぬき。んとせ。縛。諺あり  
 て。水邊は龍神の社あり。神前は鏡をけ。正しく守  
 り。水盗され。照。見。す。



○高間の原 東一里許海邊なり。此はくろくまぐろ赤砂にてと  
ころろくまぐろの緑の小松むくだち向ひり大海をくまぐろくまぐろ面白き景  
色あり。風土記に郡東二三里高松濱大海之流着砂貝積成高  
丘松林自生云々。と見えこれ高間原の高松濱の畧言なり。一  
常陸國誌に土人相傳鹿嶋明神常出比野與外國鬼相闘  
以群鹿為卒伍明神獲利則群鹿競追風塵直入海渚明神不  
利則群鹿垂耳却走直入大家土人時々見其事云怪誕不可  
信云今鬼塚とて高き塚あり。本朝俗諺志に高間原昔  
神軍のあり一呀りて其血土は赤き上あり云例の  
俗説あり。くまぐろ古戦場にて大永年中松本備前守政信津賀  
大膳など合戦有て政信横鎗り突は討死せし所ありと云  
夫不集 続古今 俊

よろよろみくしゆやめしんた張なり。うるた浦の沖の白波

堀川百首

公實

春あけさの間の浦とくまぐろの浦はゆつやなりやあすれ友舟

此歌今本とくまぐろの浦とあれど歌枕名寄呀引高間浦とありは枕

○末無川 高間の原はあり水上は岩間より涌出くまぐろの流  
龍あり二三町流行すあり其末絶くまぐろ俗説に大神鬼退治の時  
御劔子附くまぐろ血を洗ひてくまぐろ岩を穿ちてくまぐろの流と云  
傳へり。

○碁石濱 例傳記に鹿嶋崎とくまぐろ東の荒海りて碁石多寄  
せ来る磯浦あり碁石濱とくまぐろの磯云々。碁石とて碁とくまぐろ俗説あり。常陸碁石  
石とて世に名高し今もあやうく美麗き小石此邊はくまぐろ碁石  
の出る濱とくまぐろ外風土記の多珂郡出雲風土記の嶋根郡なり

鹿島浦



鹿島浦







中昔より由急あつて 根本寺山内は勅使塚あり病死 勅使を止られ。神官乃  
中勅使代とまうけしうとて 惣大行 此祭今を根本寺山内  
て抄あつてされど祭式は形のみ存しう。

夫木集

光俊

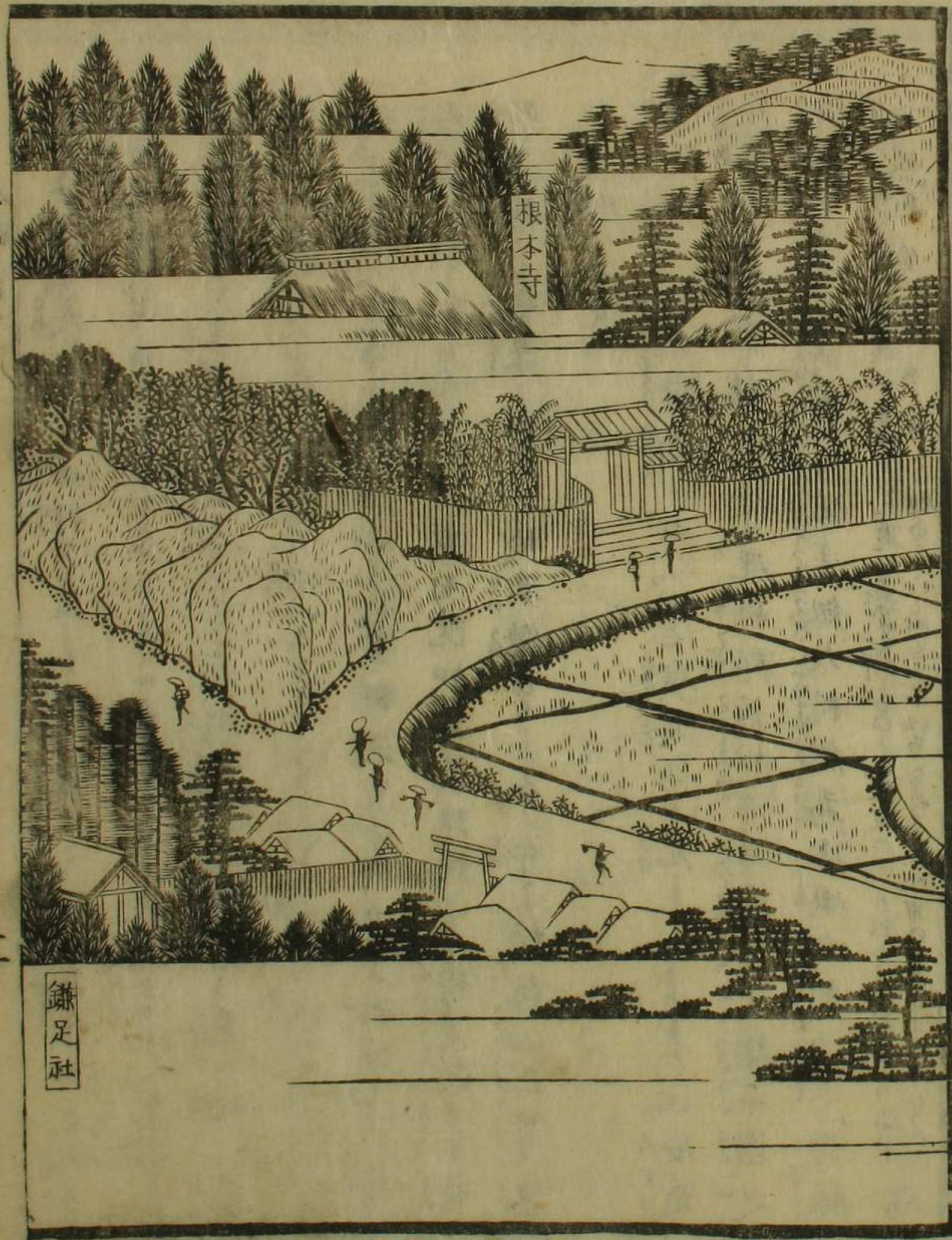
神さづ。若あつてれど玉だれのこが免びうがまど浅しなる。同書  
此歌を鹿嶋といひ鳴の社頭より十町づりのまき。今を陸地  
よりけむる。嶋のあゆむ。その所は壺といふ物のまきとあやれ  
はらう半まき。埋むる。先達の僧は尋し。是は神  
代よりまき。壺といふ。今を残し。よ。申ゆ。身をけ  
ひまらうて抄む。小甕ぞとたがひてよめり。例傳記  
は甕の有所ゆ急甕嶋といふ。を略し鹿嶋といふ。後郡郷  
の名ともなれるあり。風土記。昔努賀毗咩といふ。處女あ

つらつら夜に神来て婚を。遂は小蛇を産し。小蛇  
を甕に盛壇を設く安置し。其後小蛇大に昇け。盛壇  
甕に猶片岡村に留り。努賀毗咩の子孫社を立て祭を致  
す。是れ。那賀郡の部に載て處違へ。似うよひし。  
なれ。考合ま。

○大織冠鎌足社

下生村甕山の向ひなり。霜月廿八日祭礼あ

類抄。簾中抄。下学集。北條九代記。常陸國誌。なれ。一説  
と病額あり。依て鹿島参詣の時相模国由井の郷に病あり。夜靈夢  
感し。羊来呼持し。録し。今の大藏の松岡に埋む。鎌倉郡といふ。一説  
は。大和國高市郡の人といふ。日記は鎌足と申ら。常陸國  
鹿嶋郡の人あり。本姓を大中臣の氏あり。推古天皇廿二年甲戌誕  
生。俗姓もよろづりけり。三歳と申せ。時。白狐来り。此子を



ぬぐりきり。是をきりて母行くみ。一の鎌の大三尺斗あり。と此子  
は授けしひいりて此子とあり。せよまきりてなすれ。天皇のかたあた  
べし。いひて去ぬ。此子成人して。狐の授けし鎌より草と刈り。思  
のてこれとて。ぬど此鎌が用なる。とて。ひて刈り。来つて。く。  
唯。鎌子とあり。諱といひ。皇極天皇の御宇。都へ上り。昇  
殿。して。い。か。又鹿王院如意宝珠記。も鎌足誕生の時  
野于鎌と含まる。よ。其鎌あり。今。稻荷山正等寺  
の什物とせり。

○神の池 三里許南にあり。いと廣大あり。池より。く。の安是  
湖との。是あり。風土記。鹿嶋郡若松浦。即常陸下總二國之  
堀安是湖之所有。沙鐵造。大。利。然。為。香嶋之神。山。不。得。轉  
八伐松。穿鐵。云。若松浦。此邊。深。村。と。五。六。里。の間。若松。あり。各。其  
趣あり。面白。小。松。原。あり。若松浦の名も。く。瑞

驗記。神の池。鹿嶋宮の池なり。寛永十八年大飢饉。此池よ  
て細く鳥繩の。長四五尋。の藻汀。日夜寄来。く。近  
邊。及。遠。方。他。國。の。物。が。聞。傳。へ。是。と。取。飯。の。く。  
たり。或い汁は煮て。食の代。用ひ命と續。も大神の御惠あり  
と諸人尊敬。奉。昔。池。中。船。を。入。を。禁。て。里。人  
の魚。取。時。に。筏。を。乗。り。物。を。と。再。按。上。文。阿。是。湖。と。神。池。と。誤。り  
て。風。土。記。に。寒。田。池。と。あり。神。池。の。と。は。誤。り。也。

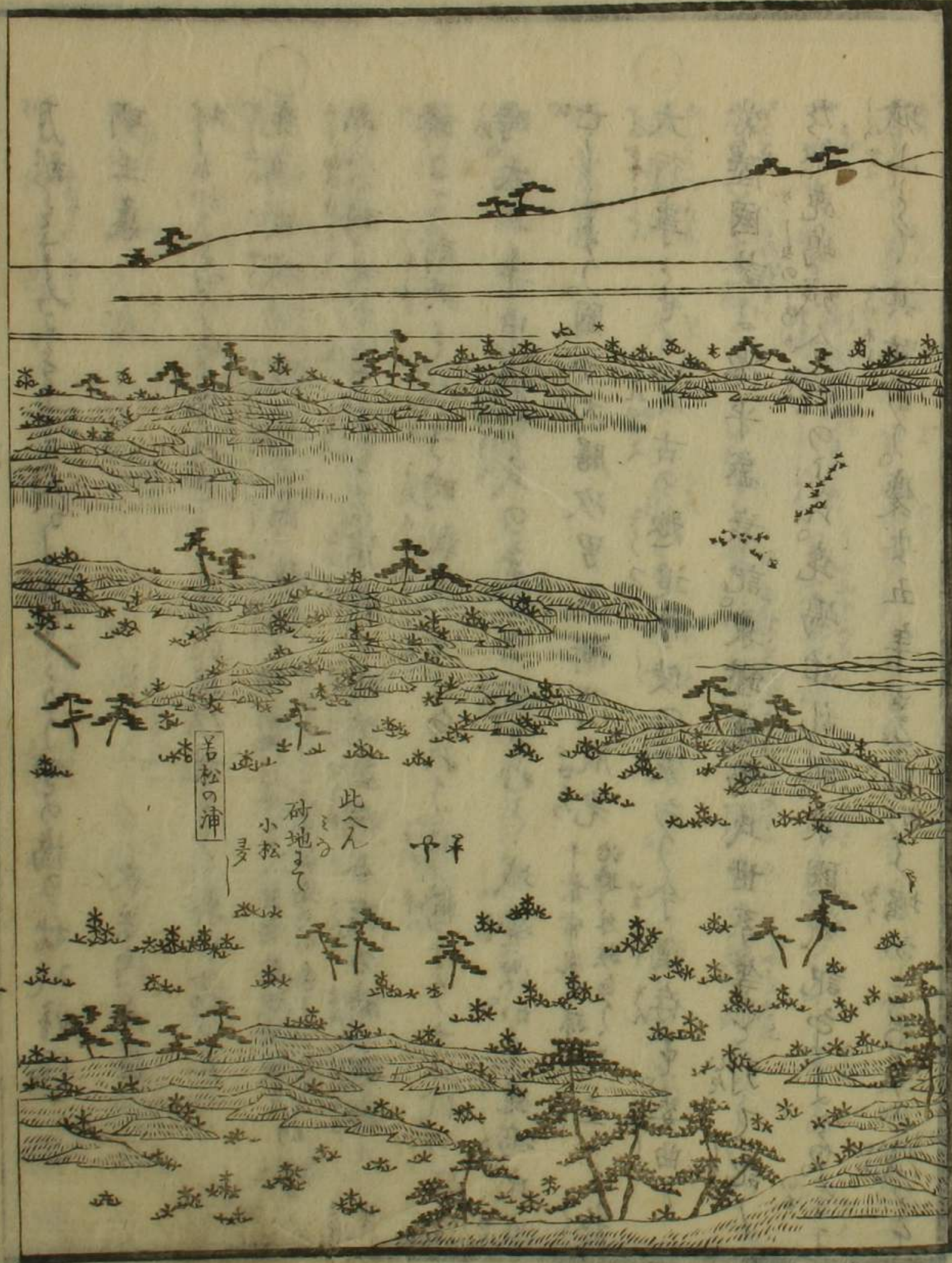
○刈野橋 神池の邊と。軽野と。風土記。鹿嶋郡。軽野。万  
葉。鹿嶋郡。刈野橋。別。大。伴。卿。と。長。歌。に。軽。野  
より舟出。下。総。海。上。を。渡。る。と。讀。り。これ。を。此  
邊。あり。橋。あり。もん。と。の。淵。と。の。瀬。と。の。習。ひ。い  
つ。う。た。り。た。り。

古来歌合 奇枕名 奇所引

定圓

鹿嶋志下

二



力秋とす人々をくく人かむなうう呼み橋の秋は冷風

明王集 衣笠内大臣

かむなうう呼み橋の秋は冷風

○鹿嶋故城 鹿嶋三郎政幹 頼朝卿の命にて、鹿島惣追捕使との子六

郎宗幹始て築處あり。宗幹の讃州屋嶋合戦の時義経乃先

鋒よて討死す。其子時幹城主とあり。時幹より十二代の孫治

時天正年中佐竹氏のをめり殺されし城廢次かく鹿嶋氏滅

亡しよ。國分大膳次男左衛門胤光 干景常胤支孫と立し惣

大行事とせり。是古の惣追捕使の家あり今猶存す。妻曲りい

常陸國誌より源平盛衰記。東鑑。鹿嶋氏世系等と引て記し

た。鹿嶋城合戦のころ。鹿嶋治乱記。東國戦記より。今も

城山より其跡あり。慶安五年まがひか堀かとおちと残す

有りし。源平の御世より用ありしと。大宮司則廣これか堀を

か埋られし。新坂新町と。又大舟津より北は當りて峯あり。里

人見と大塚と。常陸大塚平國香の城跡ありと。今

○浪逆海 大舟津の前より行方のめぐりてうけくひり。

万葉集

常陸のなまこは浪の玉蔭をひけりていれあは絶せん

堀川百首 顯仲

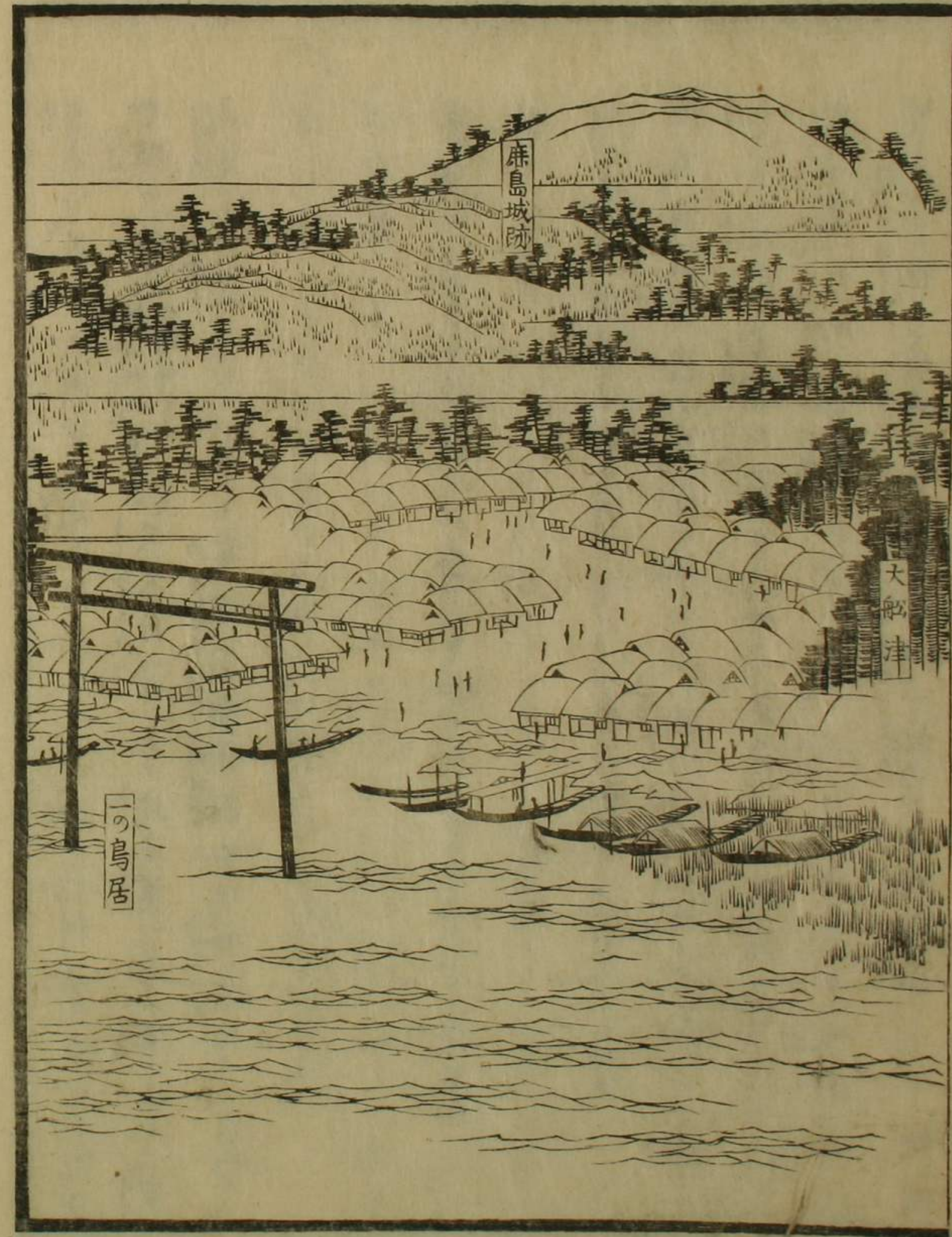
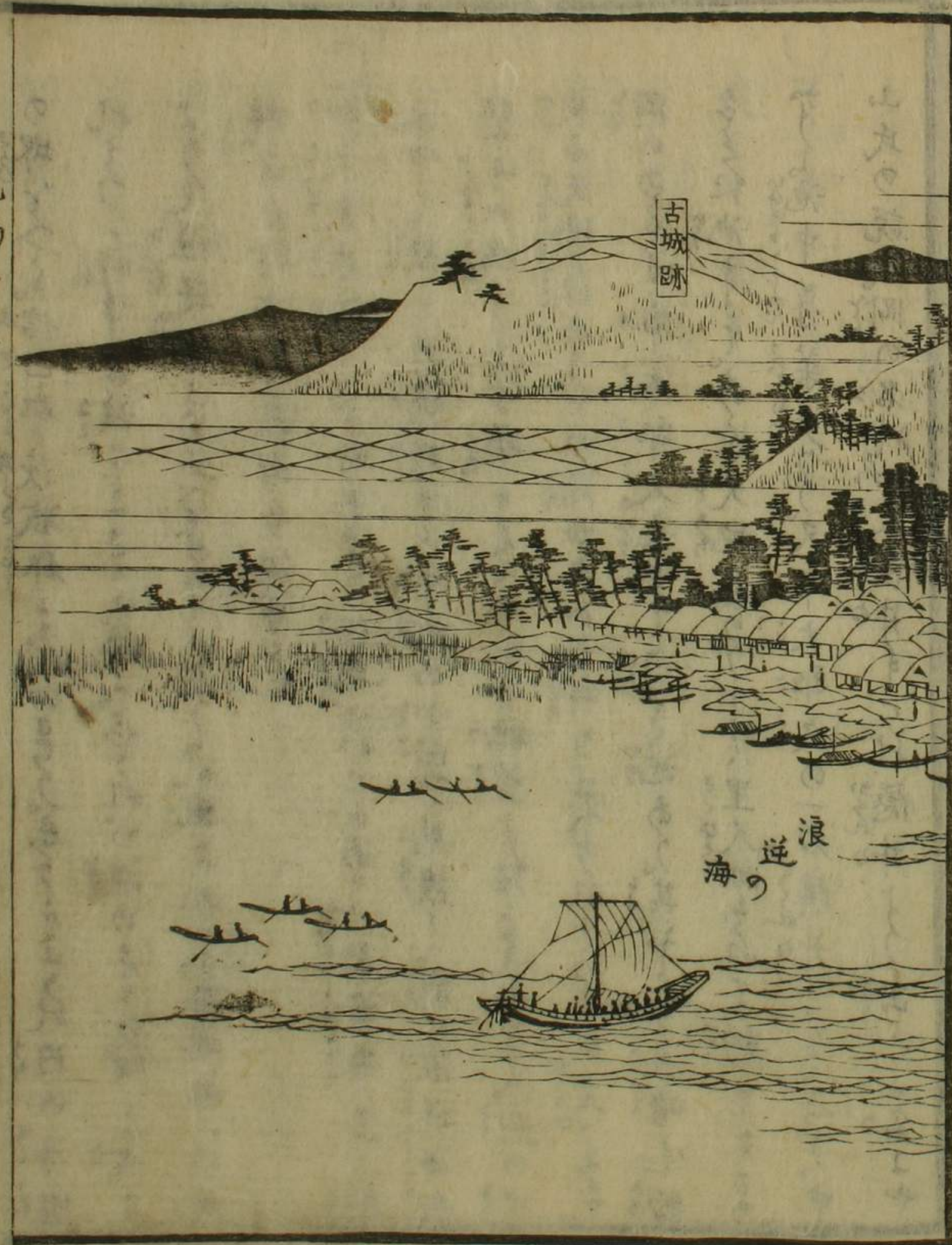
河川なまこは浪れ海は堀りていれあは絶せん

仙覚抄より常陸の鹿嶋の崎と下統の海上とのありひより遠く

入し。海あり。未の二流あり。風土記よりこれを流海とかけり。今

の人ら内の海と申も。どの海一流は北のうと鹿嶋郡南此

か行方郡との中に入ら。一流は北のうと行方郡と下統國





の堺と云々。信田郡茨城郡まぐの里と云々。まぐの里は内海塩  
此の里の時々の波とよまの海。まぐの里は浪のまぐの海。義は  
よる。浪逆海といふ。まぐの里と云々。風土記。香嶋郡西流  
海。まぐの行方郡東南并流海云々。

○加久良井岡 十町あり西南のからあり一面柴原より樹  
木あり。後鹿嶋野まぐ千町の小田を見渡す。前の浪逆海向  
ひ十六嶋とよま。嶋々まぐといふと眺望よしと云々。岡の中  
央は天神社あり。これ岡中あり所ありまぐれどいまど考へん  
岡のまぐは布太郎久池といふ廣き池あり。其まぐは未暗く物  
まぐた池あり。まぐは大蛇まぐりといふ里人抄まぐれて釣まぐり  
か。池中蓴菜まぐり。又布太郎久の一名隠井ともまぐり。中  
山氏の説。岡の名は加久良井もこれ隠井より出まぐり。名はや

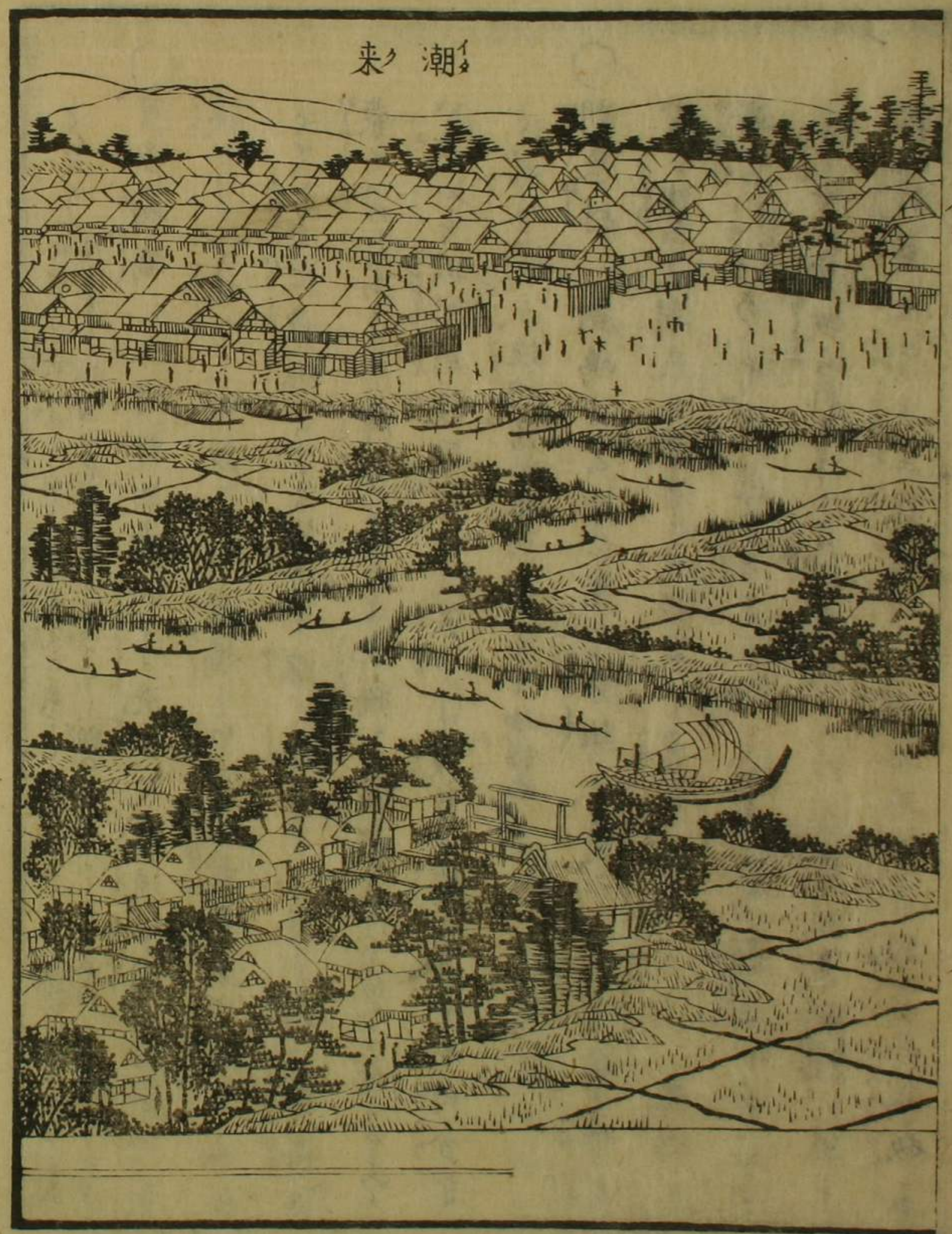
と云々。俗説は昔鶴の居る岡と云々。雀の義と云々。又鳥居よりけり。額の飛ぶと云々。卷  
た。まぐの額の義と云々。額の信と云々。額のまぐの上の卷の神位の条あり。云々

○可多為橋 五町許西南御手洗川の末流下川といふ川は  
渡せる小橋あり。俗説は瘵疾橋といふ。昔要石の底とみん  
とて七日七夜堀と云々。まぐり深く知まぐり。まぐり其人神罰と  
蒙て身たちまぐり瘵疾まぐり。此橋を渡れまぐり。まぐり。按まぐり  
い左右に田地前後の山あり。其中は渡せる橋まぐり。片田舎な  
どいふまぐり。片田居の橋の義と云々。まぐり。

○潮来村 鹿嶋より西二里行方郡あり。鹿嶋より  
なまぐり地あり。潮来の字のり。板来と書まぐり。と。  
潮宮の卷あり。常陸の方言は潮といふ。興あり。と云々。板来  
し。か。書改られまぐり。和名抄。行方郡板来。今本坂。風土  
記。従是往南十里板来村。近臨海濱安置驛家。此謂板来



潮来



之驛云。まろく淨見原天皇の御世。建借間命とて凶賊と撃  
亡さす所。種属一時焚滅。此時痛殺。所言今謂伊多久之  
郷云。潮来曲とらうら世に名高し。まろく此邊近く加藤津の  
十二橋とて。加藤津村に橋を十二渡せる處あり。三河の八橋  
より四あまればまろく。

潮来村の一条あま載るまろく。他國より神宮は  
まろく道のやどりく。諸人のよく知れ。処るれば附録せし也。

○神領 風土記。難波長柄豊前天皇御世。割下総國海上  
國造部内輕野以南一里。那賀國造部内寒田以北五里。別  
置神郡云。延喜式。常陸國鹿嶋等郡為神郡。わろくまろく古  
ハ鹿嶋郡とて神領あり。源頼朝卿より寄進せられ  
ら。東鑑。治承五年三月十二日。以常陸國塩濱大窪世谷等所

々被奉寄鹿嶋社云。又養和元年十月十二日。以常陸國福御  
令奉寄鹿嶋社云。又文治三年十月廿九日。毎月御膳折と  
て。當國奥郡より百十石と寄奉られ。まろく古文書  
に。建久三年三月。鹿嶋郡田谷明石逆戸須賀等御祭折。寄  
進の事有。後堀河院貞應二年の田數注文。千百八十八町五反  
六十歩と記せ。古文書。應安二年十月十三日。細川頼之伊  
佐郡平塚郷寄進。應永卅一年十月十日。足利持氏真壁郡白  
井郷寄進。同卅二年三月。下野國大内庄東田井郷神領の事。  
永正十六年三月十四日。小田左京大夫大枝郷下知れ。まろく  
佐竹義久五百石寄進。慶長十年八月廿八日。里見安房守忠  
義佐田村寄進等の事。まろく。此外官符ろ大小名より朝  
夕御饌領。或は四季祭領。或は祝詞田。祈禱田。寄進乃狀。

神宮の内是彼傳へもたう。されど今い其神領地なりと他領とな  
りぬ。志太三郎義廣下河邊四郎政義名主貞家等掠領せし  
依り録倉より度々沙汰有りと東鑑より見えし其比より  
ゆかり。賊黨れ有る。後々の乱世に掠領せしりれも多かり  
けん。慶長の比

神領御寄進あり

公當時二千石なり。風土記に神戸六十五烟  
本八戸難波天皇之世如奉立  
鹿嶋鳥津見原大朝加奉九戸  
合六十七戸庚午年編之  
減二戸令定六十五戸  
續紀に天平宝字二年九月丁丑常陸國鹿嶋  
神奴二百十八人便為神戸云。神護景雲元年四月庚子。放鹿  
嶋神賤男八十人女七十五人從良云。宝龜四年六月丙午神賤  
一百五人田の如く居住し。又良と替烟も。前例に依りし  
同十一年十二月壬子常陸國言脱漏神賤七百七十四人請編神  
戸許之云。鹿嶋の北二里餘に神戸の原あり。是

昔れ神戸あり。神領の百姓とす。

○大洗磯前神社

十里餘北磯濱村に齋祭れり。文徳實録

に。齋衡三年十二月戊戌常陸國上言鹿嶋郡大洗磯前有  
神新降。初郡民有煮海為塩者夜半望海光耀。属天明。日有  
兩怪石。見在水次。高各尺許。體於神造。非人間石。塩翁私異  
之。去後一日。亦有廿餘小石。在向石左右。似若侍坐。彩也。非  
常或形。沙門唯無身目。時馮人云。我是大奈母。知少比古奈  
命也。昔造此國。訖去往東海。今為濟民。更亦未帰。天安  
元年八月辛未。在常陸國大洗磯前酒列磯前等神領。官社。  
十月己卯。在常陸國大洗磯前酒列磯前兩神号。藥師菩薩  
名神云。神名帳に。常陸國鹿嶋郡大洗磯前藥師菩薩神社  
名神云。那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社。大洗磯前藥師菩薩神社。

くま〜と訓べ〜薬の神のよ〜る〜かのやく〜り〜佛の名を  
ま〜よのあ〜と〜酒列磯前の社〜の二柱のうちを分〜祭  
ゆ〜る〜他神と聞〜む〜件の二社おの〜一坐を〜れ〜あ〜  
さ〜これ大洗磯前のお〜る〜大〜十里を〜り〜ゆ〜ど〜も〜く〜石  
の〜た〜國〜と〜今も年〜ど〜一夜のゆ〜小此崎ま〜ら〜の石のよ〜る  
を正月の十六日〜民ども取〜て常〜用〜ふ〜み〜さ〜る〜こと〜あ〜れ  
此二柱神の然〜く〜民〜り〜あ〜る〜の〜ま〜う〜と〜ひ〜傳〜へ〜う〜と〜か〜國人  
か〜う〜た〜ま〜。

○新當流 大神と皇國武術の祖神をれを上古より傳きられたる  
兵法あ〜る〜る〜鹿島の太刀との〜ひ〜習〜る〜と〜後〜新當流と  
つ〜あ〜る〜塚原ト傳神記を蒙〜と〜神記の世はあ〜る〜る〜諸流と〜る〜是〜し〜起  
る〜る〜天兒屋根命の孫國摩大鹿嶋命の後國摩真人

高間原の神壇を築〜拜禱ま〜る〜大神の教を蒙〜る〜神妙ま〜る  
一太刀の術を發揮又師靈の法則を〜る〜後世は傳ら〜る〜お〜れ  
當流起源傳ま〜る〜真人の苗裔座主吉川氏あり、釵法六十八ヶ  
條のよ〜存〜る〜塚原ト傳と〜る〜世はま〜る〜る〜達人ま〜る〜名  
を高輪と〜る〜。坐主覺賢の二男ま〜る〜鹿島塚原の里人塚原新左門尉某の  
間神宮は参拜〜して祈〜る〜満参の期夢中は神託を得〜る〜傳来と  
ぬ一太刀の妙理を〜る〜。又其ころ香取は飯篠長威と〜る〜  
あ〜る〜名を家直と〜る〜長香取神宮のり託宣を蒙〜る〜鎗長刀の精妙  
を〜る〜長道具は達〜る〜心を合せ〜る〜武名を  
震〜る〜ト傳諸國修行〜て京都義輝義昭兩將軍一太刀を  
傳〜伊勢は握〜る〜北島具教甲斐子至〜る〜武田信玄等子遇  
て秘術を説〜る〜武田家の諸士あ〜る〜信服も山本勘次晴幸ら

殊<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>も<sup>も</sup>く<sup>く</sup>し<sup>し</sup>と<sup>と</sup>。甲陽軍鑑そのちり諸大將諸侍は對して兵法を講じ  
 さて國々巡行のちり百餘人の属徒を具し。鷹を居させ馬をひらて  
 あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>く<sup>く</sup>し<sup>し</sup>と<sup>と</sup>。凡<sup>凡</sup>真<sup>真</sup>劔<sup>劔</sup>の仕<sup>仕</sup>合<sup>合</sup>十九<sup>十九</sup>度<sup>度</sup>戰<sup>戰</sup>場<sup>場</sup>は<sup>は</sup>出<sup>出</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>三<sup>三</sup>十<sup>十</sup>七<sup>七</sup>度<sup>度</sup>一<sup>一</sup>度<sup>度</sup>  
 不<sup>不</sup>覺<sup>覺</sup>を取<sup>取</sup>ら<sup>ら</sup>む<sup>む</sup>。疵<sup>疵</sup>一<sup>一</sup>所<sup>所</sup>も<sup>も</sup>被<sup>被</sup>ら<sup>ら</sup>む<sup>む</sup>。た<sup>た</sup>ゞ<sup>ゞ</sup>矢<sup>矢</sup>疵<sup>疵</sup>を<sup>を</sup>被<sup>被</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>六<sup>六</sup>所<sup>所</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>。  
 立<sup>立</sup>逢<sup>逢</sup>ふ<sup>ふ</sup>敵<sup>敵</sup>を<sup>を</sup>討<sup>討</sup>取<sup>取</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>二<sup>二</sup>百<sup>百</sup>十<sup>十</sup>二<sup>二</sup>人<sup>人</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>。其<sup>其</sup>後<sup>後</sup>郷<sup>郷</sup>里<sup>里</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>。  
 門<sup>門</sup>人<sup>人</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>。進<sup>進</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>中<sup>中</sup>も<sup>も</sup>傑<sup>傑</sup>出<sup>出</sup>る<sup>る</sup>輩<sup>輩</sup>ら<sup>ら</sup>大<sup>大</sup>祝<sup>祝</sup>部<sup>部</sup>松<sup>松</sup>岡<sup>岡</sup>兵<sup>兵</sup>庫<sup>庫</sup>助<sup>助</sup>  
 則<sup>則</sup>方<sup>方</sup>江<sup>江</sup>戸<sup>戸</sup>崎<sup>崎</sup>の<sup>の</sup>浪<sup>浪</sup>十<sup>十</sup>諸<sup>諸</sup>岡<sup>岡</sup>一<sup>一</sup>羽<sup>羽</sup>。二羽の門人、根岸、鬼角、岩間、小熊、土子泥之助、三羽あり、鬼角の微塵流の祖、文録二年、小熊、鬼角、  
 江<sup>江</sup>戸<sup>戸</sup>ま<sup>ま</sup>の<sup>の</sup>く<sup>く</sup>死<sup>死</sup>合<sup>合</sup>の時<sup>時</sup>泥<sup>泥</sup>之<sup>之</sup>助<sup>助</sup>當<sup>當</sup>官<sup>官</sup>誓<sup>誓</sup>の<sup>の</sup>願<sup>願</sup>書<sup>書</sup>を<sup>を</sup>奉<sup>奉</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>。真<sup>真</sup>壁<sup>壁</sup>城<sup>城</sup>主<sup>主</sup>真<sup>真</sup>壁<sup>壁</sup>安<sup>安</sup>執<sup>執</sup>守<sup>守</sup>道<sup>道</sup>  
 祈<sup>祈</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>。鬼<sup>鬼</sup>角<sup>角</sup>つ<sup>つ</sup>ひ<sup>ひ</sup>ま<sup>ま</sup>負<sup>負</sup>く<sup>く</sup>。逐<sup>逐</sup>電<sup>電</sup>せ<sup>せ</sup>。越<sup>越</sup>北<sup>北</sup>条<sup>条</sup>存<sup>存</sup>記<sup>記</sup>。真<sup>真</sup>壁<sup>壁</sup>城<sup>城</sup>主<sup>主</sup>真<sup>真</sup>壁<sup>壁</sup>安<sup>安</sup>執<sup>執</sup>守<sup>守</sup>道<sup>道</sup>  
 無<sup>無</sup>同<sup>同</sup>所<sup>所</sup>郷<sup>郷</sup>士<sup>士</sup>齋<sup>齋</sup>藤<sup>藤</sup>判<sup>判</sup>官<sup>官</sup>傳<sup>傳</sup>鬼<sup>鬼</sup>等<sup>等</sup>あり。傳鬼のちり一派を、  
 天<sup>天</sup>流<sup>流</sup>と<sup>と</sup>稱<sup>稱</sup>す。

○鹿嶋小差繩

安齋隨筆小車錦は此名目いへし鹿嶋流  
 は用ふ所の小差繩といふ事欵し推量しし。大坪流の傳書とさ  
 ぐりしより此傳書はいへし。大坪流といふ所の鹿嶋流といひし  
 なる。大坪道禪鹿嶋明神は祈く馬術の妙を得し故あり。

右の如くなれを鹿嶋流の小差繩とりよしててのみ。貞丈按  
 鹿嶋大明神と神代りて武勇あり。故大將となり日本  
 の悪神どもと退治し多し。然し間軍神と崇め奉り。弓馬  
 武藝に比此神は祈申事あり。古の繩何ものか。用ひて重寶  
 なし。繩りてあり。故褒美して鹿嶋の神の授多し。意よて鹿  
 嶋の小差繩と云ふべし。

○神作鞍鐙 本朝世事談綺よ。明德應永の比。大坪左京亮  
 の馬術妙あり。生國相川録倉の人あり。薙髪して道禪とらふ。  
 此人鹿嶋神宮と祈り夢中。鞍鐙の曲尺と得たり。道禪の  
 作る處の鞍鐙と神作と称す。且遠方へ行とらふ。其鞍裂ぶ  
 その馬痛む。將軍義満公道禪が精妙と甚賞し。多し。馬術  
 と大坪流とて專此流とよ。近世神作の神とてよ。

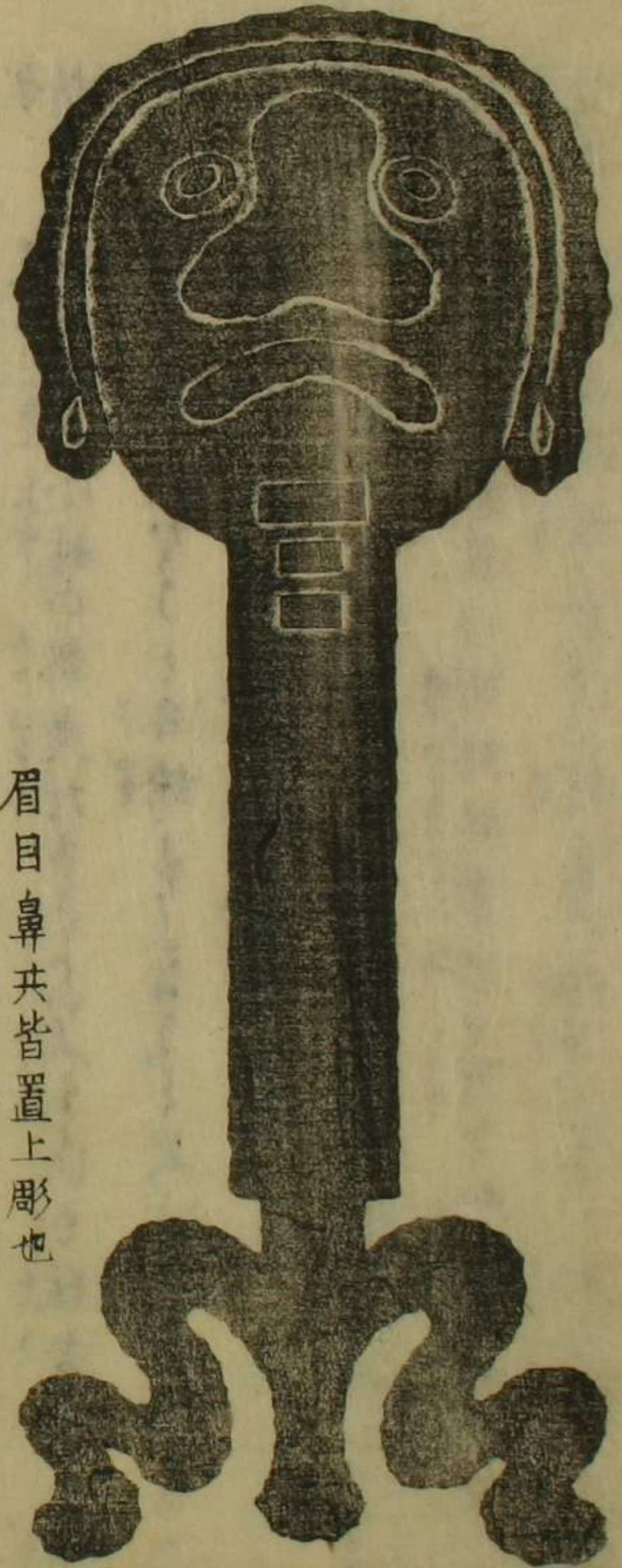
作の鞍作の鐙との云。按道禪の生國と相摸とらふ。誤り。伊勢鞍由来記。伊勢加賀守貞直正長二年所記。道禪姓の藤原氏。大坪名  
 い左京亮字直弟法名道禪。上総國海保郡大坪里人あり。そ  
 ろえ。又鹿嶋は諸で祈りて。悉く記せり。

○鹿嶋立 詞林采葉抄よ。或四夷の乱を静め。或異朝の敵と  
 亡し。專此神と先して。諸神も進發し。あしを申  
 也。然し神功皇后三韓と責させ。一時鹿嶋香取兩社  
 は天の御札ふり。其銘曰東大神表矣。仍三月初巳日香取  
 明神門出。午日鹿嶋。つるひ。兩神とも起り。今  
 の世は旅の門出と鹿嶋立と申は。縁あり。鹿嶋問答  
 下学集。運歩也。兼集藻塩草例傳記。かき。師の相馬  
 日記。鹿嶋立とら。旅路よ。わびく人。鹿嶋の武甕祖





驛路鈴



眉目鼻共皆置上彫也  
長一尺一分

一、勅使國々の任下る時、鈴印してかあらず是を賜ふ。  
 驛路を鳴らし過るればなり。されど昔神宮奉幣下りて  
 勅使あつて故あつてこれ鈴のともなはれり。なほ参東記に  
 寛仁元年十月二日官符加署令度外記驛鈴東海道常陸  
 國鹿嶋伊勢大神宮の驛使神領の塚に入、時、鈴の口と塞より、倭式帳より、その  
 紀改新詔は初てとえ其さなを公式令統紀延喜式江家次  
 弟かどよ記したる。茅窓漫録に驛路鈴ハ鹿島正等寺の什  
 物より、其長一尺一寸耳目口鼻皆具る甚古雅あり云々  
 ○大宮司 家系は初祖は天兒屋根命十世孫臣狹山命御  
 子狹山彦命なりとあり。臣狹山命ハ風土記より姓氏録より、姓ハ中臣  
 鹿島連とのハ統紀ハ天平十八年三月常陸國鹿嶋郡中臣  
 部二十烟占部五烟賜中臣鹿島連之姓。同書宝龜十一年

十月。大宮司（大宮司）大宗（外）外（從五位下）と授られ。続後紀（天長十）年四月。大宮司川上（外）外（從五位下）と賜（）。延喜式（鹿島神宮司）准（從八位官）以封戸物（充之）。同書鹿嶋奉幣（の条）。官司（當色）一領祢（宜）祝人別（當色）一領雜給料（二十約）。類聚符宣抄（）。太政官符式部省（從六位下）。大中臣朝臣好香（右左大臣）宣奉勅件人（眞補任）鹿嶋神宮司（大中臣兼相）死（闕之）。齊者省（宜）承知（依）宣行符到奉行（天曆元年七月十六日）。まこと大政官符常陸國司（正六位上）。大中臣朝臣元鑿（右）。去年十二月十三日（補任）鹿島宮司（畢）。國（宜）承知（一）。事已上（依）例（今）執行符到奉行（長保元年二月廿八日）。又正六位上（大中臣朝臣）公利（長保四年十二月十日）補任（まこと）。正六位上（大中臣朝臣）隆職（長和四年七月廿二日）補任（等）の官符を載

たり文正草子（）。國中十六郡の内鹿嶋大明神（）。靈場（）。まじり（）け（）。此宮の神主（大宮司）と申人抄（）。長者（）。あ（）ど（）ま（）り（）。者（）。四方（）は四萬の倉（）とたく（）七珍（）万寶（）れた（）。か（）ゝ（）ち（）ゝ（）て（）一（）欠（）ま（）ゝ（）て（）も（）あ（）く（）り（）。有（）家の數（）は一萬八千軒（）。即等（）は至（）る（）も（）ぐ（）り（）と（）知（）ら（）び（）。女房（）たち（）か（）り（）の（）も（）れ（）八百六十人（）あり（）。男子（）五人（）とも（）に（）さ（）り（）。ち（）。藝能（）萬人（）は（）ま（）ぐ（）り（）と（）さ（）り（）。此草子（）は（）さ（）り（）り（）物語（）あ（）れ（）ど（）や（）。あ（）れ（）世（）り（）書（）も（）れ（）なり（）。

○ト部家 風土記（）。ト氏種（）属（）男女集會（）。又神社周匝（）ト氏居所（）。続紀（）も（）古部（）五烟（）と（）み（）え（）。今（）も（）ト部家（）是（）彼（）あり（）。旧記（）は正月四日（）御占祭（）。年の吉凶（）と（）古（）。往古（）を朝廷（）に（）奏奉（）。云（）。延文元年（）の古文書（）。天葉（）若水（）明神（）降臨（）之時（）

鹿嶋志下



定のしとあやしく此邊は亀の群くるとかむを知らぬれを  
 取く用ふるあり。池の傍らに亀塚とて、まこと物忌は定る時擲擲針  
 とのよきごあり。あら神代紀に伊弉諾尊陰取湯津爪擲牽折  
 其雄柱以為象炬而見之則膿涕虫流今世人夜忌一片之  
 火又夜忌擲擲此其縁也。中遂建絶妻之誓云東鑑よ令扱  
 擲之時取者骨肉皆喪他人云とれあり。男縁とあり  
 誓なり。擲針と崇神紀に男之弓弭調女之手未調ふあり  
 て。女と物縫ととて世のいふを絶ぬるよしと  
 延喜式よ鹿島奉幣の時物忌よ紫纈帛三丈縹帛六尺絹  
 一疋綿二屯と給あり。東鑑よ治承五年二月廿八日志太三郎  
 義廣監惡掠領常陸國鹿島社領之由依聞食之一向可為  
 御物忌沙汰之由被仰下云同書元暦元年十二月廿五日の

條す物忌家藏の安元三年七月二日の下文かしく御物

忌と崇めく書し。

○惣神官の沙汰

延喜式よ鹿島社宮司祢宜祝各一人物

忌一人。日本逸史よ弘仁十一年八月甲子。令常陸國鹿島

神社祝祢宜把笏云。統後紀よ承和三年十月香取の祢宜の  
鹿島に對して把笏と許されし也。 旧記よ神官三

百八十八人と記し。其後絶く家おほりて今とそ

をあひびあん。統後紀よ承和十二年秋七月丁卯常陸國言

依去年二月廿七日符補任鹿島大神宮推官司。庶務之勤

不異正任。而奉幣朝使只給正任當色。不給推任祭禮之場

同官異色。望請准據正任將預給例者聽之。立為恒例。推官司

断絶。按片岡神主より是る片岡尾張權守信親の時其子順信房出家し親爲上人  
 の弟子とあり。鳥巢村は魚量寺と開基せし趣。和漢三才圖會よ。今片岡屋敷あり。よし

少。佛心よ。よけん。又類聚國史よ。天長  
 二年中臣鹿島連貞忠願得度許之云云。東鑑よ。元暦元年十二月廿五日。鹿

鳴社神主中臣親廣親盛等依召參上今日參宮中賜金銀  
 祿物刺當社御寄進之地水停止地頭非法一向可令神主  
 管領之旨彼仰令是日來捧御願書押丹祈給之處去春之  
 比現嚴重神變御之後義仲朝臣伏誅平内府又出一谷城  
 郭敗北赴四國訖依催御信心今及此義同書云元曆二  
 年八月廿一日鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎政義被  
 召御前遂一決是常陸國攝郷者被奉彼社領訖而政義以  
 當國南郡惣地頭職稱在郡内押領件郷令謹責神主妻子  
 刺可從所勘之由取祭文之旨親廣訖申之政義雖伏願失  
 陳謝為眼代等所為欽之由祈之仍停止向後攝郷任先例  
 可令勤行神事之趣神主蒙恩裁云云此親廣親盛等々大  
 祿宜の遠祖なり又同條云宮父良景所領の

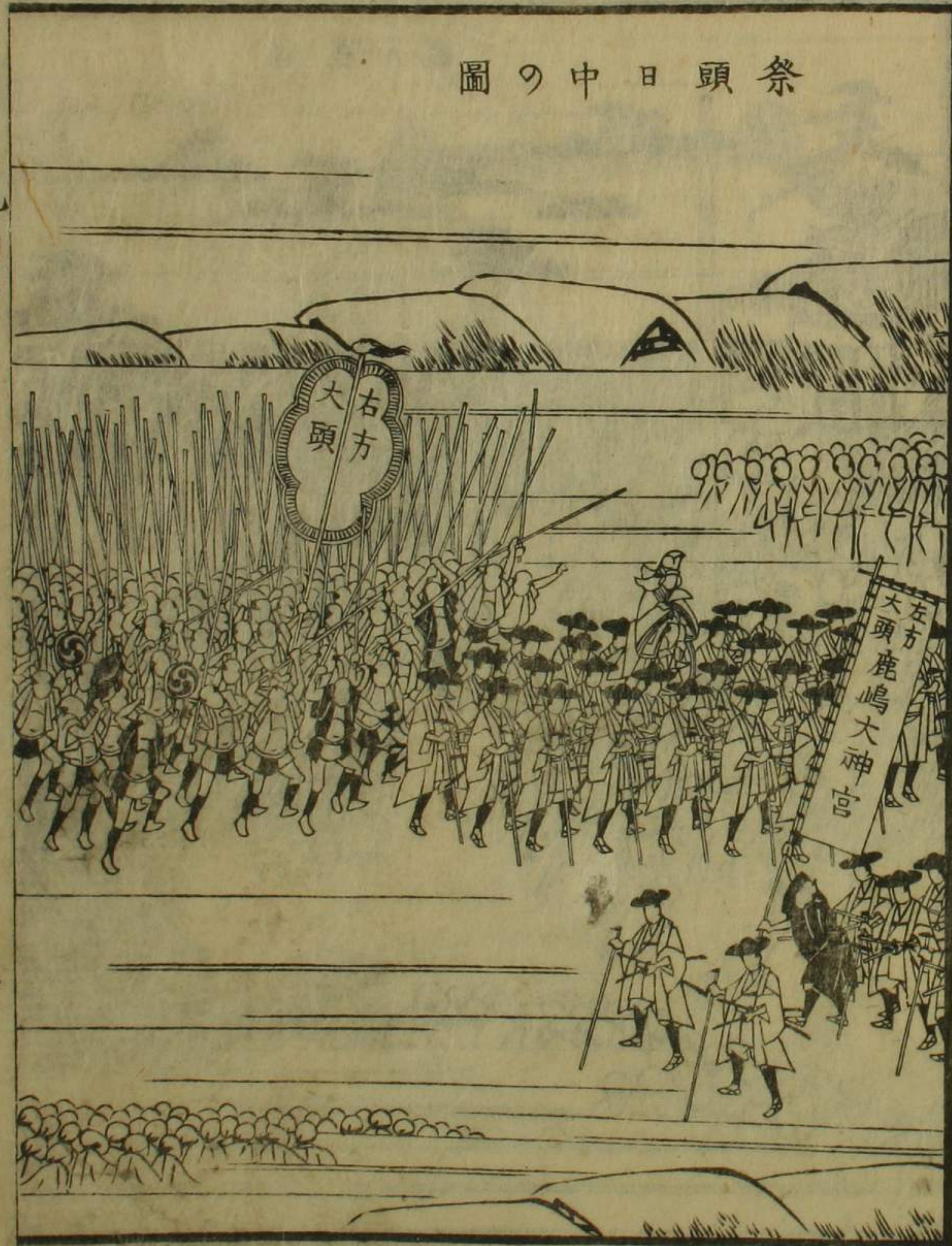
祿宜祝の家宅を宮司をらむおちる宮邊に居住せれど二三里又  
 四五里隔らるるれ村里にもあまきくあり例祭あるごとく  
 集る神事をかまふ

○神宮寺

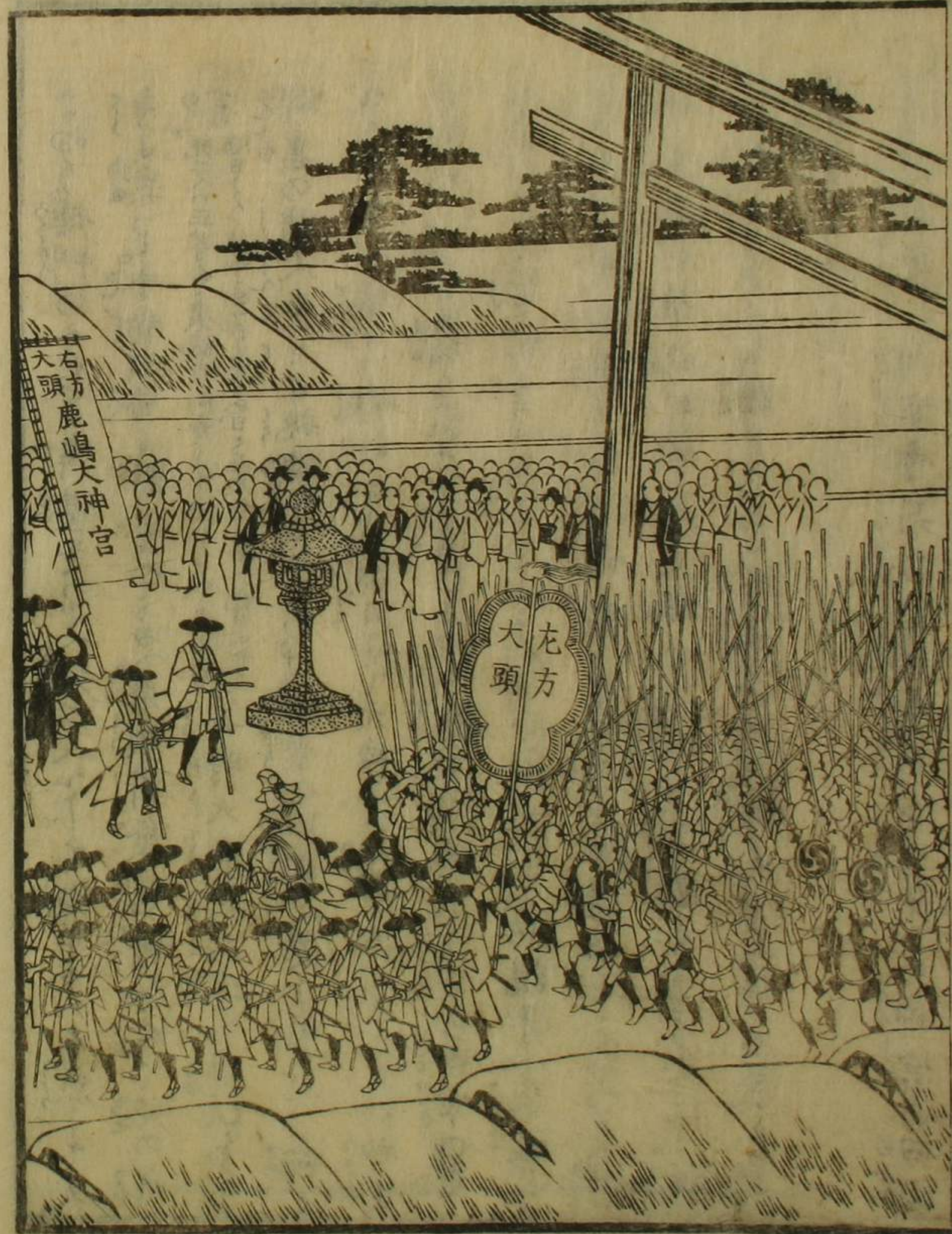
類聚三代格大政官符云去天平勝寶年中始建  
 件寺承和四年預定額寺畧件寺元宮司從五位下中臣鹿  
 嶋連大宗大領中臣連千徳等與修行僧滿願所建立也今  
 所有祿宜祝等是大宗之後也云云まこと満願とれ寺開基  
 とる建久二年の箱根山縁起鹿島問答例傳記かどり詳  
 なる三代實録云貞觀十七年三月十七日勅遣使者於常陸  
 國鹿島神宮寺施入幡三十四流國司載帳永以相傳云東  
 鑑云建長二年八月一日常陸國鹿嶋社神宮寺本尊令行降  
 給之由注申云什物子嵯峨天皇弘法大師西真筆の大般



祭頭中日の圖



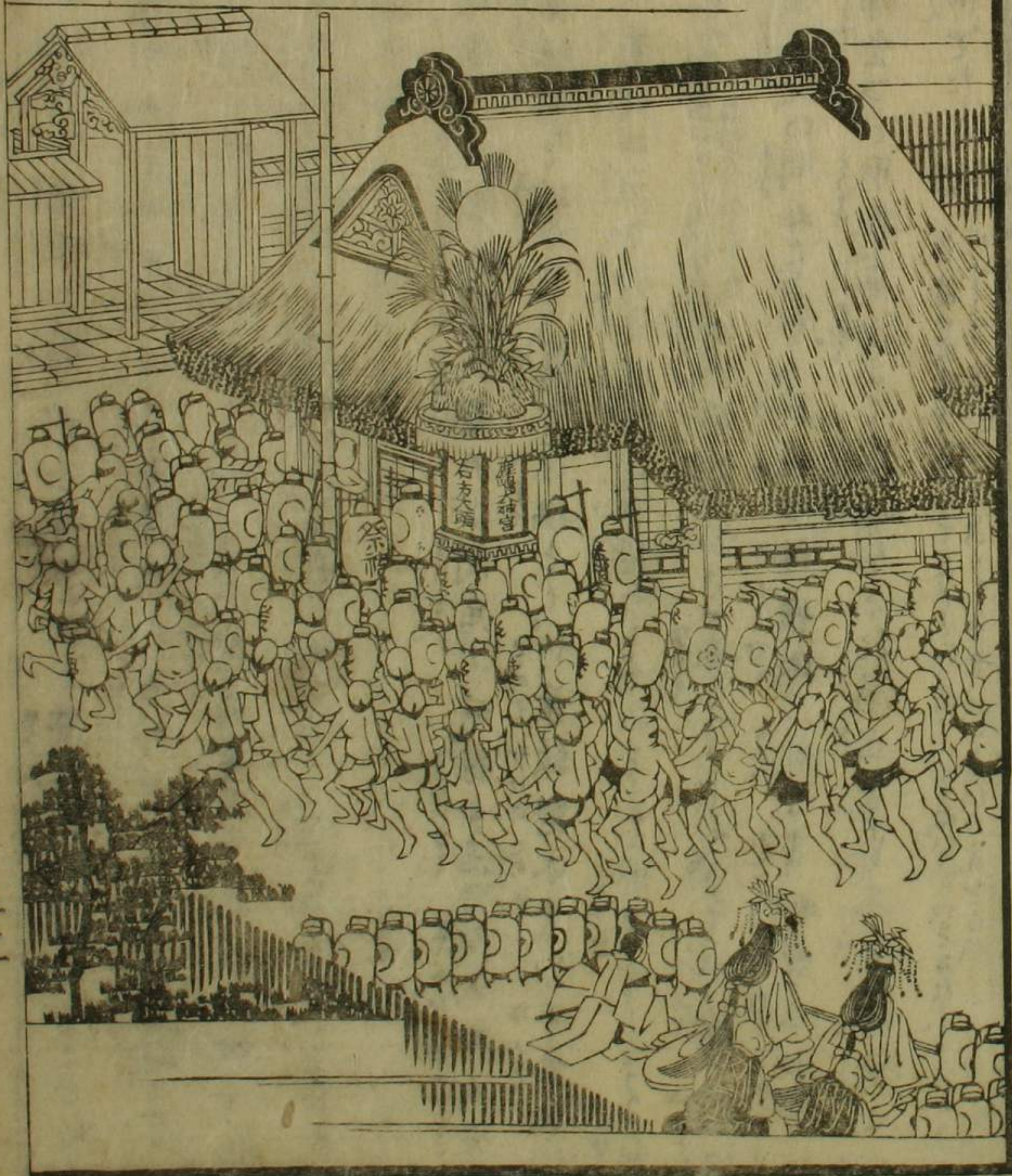
鹿嶋



鹿嶋

二六

神宮寺



同夜の圖





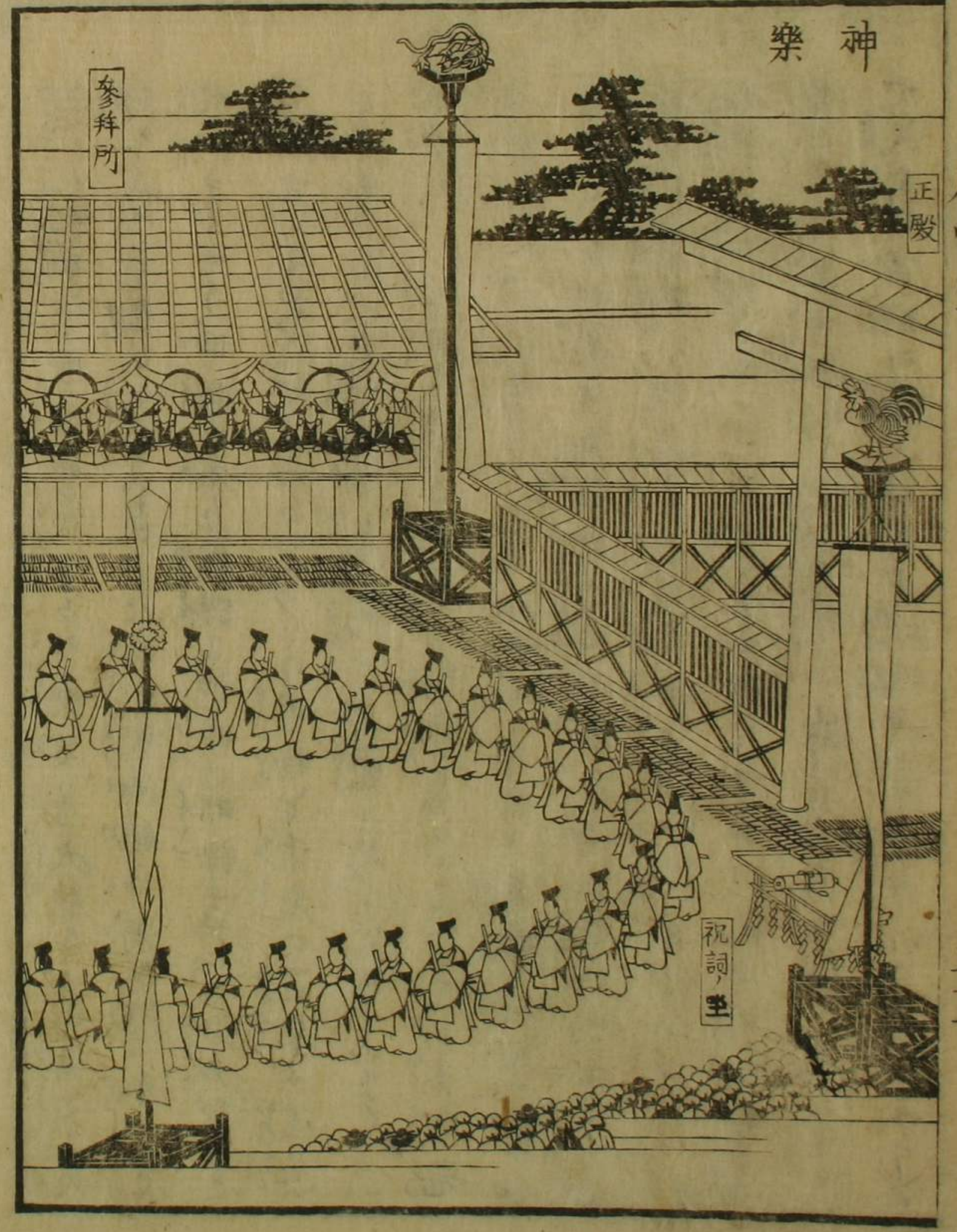
は住居て堂塔と構へず。神前より佛具かど饒かきしを  
 延寶五年大宮司中臣鹿島連則直かこころも思ひ議し  
 寺院を所々より引移し。神前の佛具等ひこもり取拂され  
 大宮所こころ清浄にやれり。心もきりきり  
 拾遺の部

○神樂 天照大神天磐戸は閑居し時、猿女君の祖天鈿女命  
 真坂樹を髪とて、蘿を手纏とて、竹葉飯懸木葉を手草とし  
 又着鐸の元を持、火處焼覆槽をこころこころ排優せしより起  
 して、此報古事記日本紀、神の御心を和さめ奉りよし、神樂は日一日  
 古語拾遺等にも、夜二夜の間、其式は神樂殿の前は青和幣白和幣木  
 綿垂など取懸、庭上にて庭燎をたれ湯立ちをも、又庭の四角は四  
 神をたれ。四神は青龍白虎朱雀玄武とて、國よりたれ、中昔よりた  
 専ら用つるものたれ、ち朱雀の鶏を用ひ、白虎を白狐とて、虎は國は

かた物なれ、狐はたれ、神樂殿の内は神樂男等大鼓をうち笛をたれ  
 鈴をうりうり舞の曲ありとのたれ、祢宜祝御饌神酒を備へ奉り  
 祝詞まうせり。神樂の名は或説は神樂の略語とらひ、又岩戸かくと  
 の畧言ともり。按はあらはし、の捧物と千座の置座は置足  
 して、ののしを神の幣帛と約し、神樂とらるる、ゆいあし  
 ○不開殿 正殿とけは御扉を開奉りし、夫木集光  
 俊朝臣の歌の詞書少し不開の御殿とかけ、東鑑は仁治二年二  
 月十二日常陸國鹿島社焼亡、但不開殿御殿奥御殿等者不  
 燒、當社垂跡以来、未有此災之由、古老之所相謂也云々。  
 ○狛犬 正殿の御戸の左右はまた多たり、この神代紀は、火酢芹命  
 罪は伏し、吾子孫八十連汝の狗人ともんとの多し、今に至ま  
 で天皇の宮櫓の傍を離し、吠狗を仕奉れりといふこと



神樂



故事より始まる。又榮花物語に大床子を以て御帳の  
 前のよりゆりぬ。御丁の師子らぬ。枕草子に御志の  
 ひ師子狛犬云々。和訓栞に狛犬の唐書より犬鋪のごとく。  
 御簾の前は抄くと簾鎮と呼。是れ神社にある。同ド  
 と。

○樓門の四王 上卷より。樓門なる四柱の像を龍神と  
 する。八龍神のそのうち。たけ高く嚴し。木像を  
 ひくくの羊や歴々んと古くおやうと朽てせ。又この龍神  
 のかま縛らぬ。像二柱あり。昔日光の二王きく。御手洗川の水盗むんとせ。捕縛し。土俗の  
 諺あり。一説はかの縛らぬ。星神香々背男。人。ちよも多あり。考。

○校倉 寶倉二院より正殿の傍あり。其はく。和名抄に校倉阿世久良云々。今昔物語

校倉と。和名抄に和訓栞に。交の義あり。方木を  
 宇治拾遺に。和訓栞に。交の義あり。方木を  
 歩違。井樓の如く。木の角を外へ。故下學  
 集に。又庫と書。新猿樂記に。又倉と。志貴山の画巻に校倉  
 の大和の東大寺に。校倉存。志貴山の画巻に校倉  
 の圖。

○文庫 延寶三年大宮司則直文庫を建立。数多の神書を  
 充。神官里人等。雑書を納む。其後寶永二年清水  
 法橋宗茂より。人文庫を再興。倭書一千部を納。柿本  
 朝臣人麿の木像奉納あり。日野敦光朝臣の作。文庫に御饌殿の傍に  
 あり。享保十六年風雨。松の古木倒。文

庫破懐せりよて書籍の類人麿の像等し宝倉に納く

○車觸 小部家の子に於て知べし又上卷御藤の条日月

祭の条を以て今世の中は車觸と稱す羊の吉凶を以て何れの虚

言を以て上代の風を偽まはむと云ふ事いとの車觸

鹿島の鹿島より出でたる賤き食共の事い

○赤童子 小神野山廣徳寺に藏す俗に親鸞上人祈願

ありて當宮参籠の時ある夜夢は大神の現る御形をか

て寫奉る神像とす

○經石 御笠山のうち埋る所あり五六間許のあり小石お

ほるが中より經文を書る石あり俗に親鸞上人

筆ことひ傳へられ先年ある旅人此所より堀出る銅牌の

銘より嘉吉三年癸寅奉納の事記す

○弥勒謠 土俗のさしは物の祝などあり又祈事する日など

まじりて時節はけり老婆等抄り集りて弥勒謠とて各声

とあげて歌う大鼓をうちて踊る手を振りて踊る貌

可嘆く中昔の風とて其謠よりよのあらむん

代・弥勒 船 繼 艦 舳 伊勢 春日 中 鹿島

御社 尊 息 洲 御社 金 社 壇 步 耀

後 清 神 前 女 瓶 男 瓶 御 坐 舟 香 取

四十 御社 音 周 尊 度 參 拜

金 三合 金 三合 及 無 米 三合

しにかねのさがあまかうようねささる抄りひささるぬよのささる

金 三合 金 三合 及 無 米 三合

金 三合 金 三合 及 無 米 三合

金 三合 金 三合 及 無 米 三合

何事成就常陸鹿島神  
まつりよかたよこしきもかきくくひきちりゆのうみく。此外きく  
の謡あり。

○七不思議

一 母ら要石石の根底すれとやよりひ傳へ三つ  
御手洗の水の深さ大人小兒よよぐ乳をまげごとりひの三めり末  
無川流ゆくやど水の行へる。四よ御藤の花よよて年の吉凶  
をさそひの四條の舞いあの上の五よ海の音の浪のひきき上の上よ聞  
ゆる時と日和とあつ下の上よひぐ時とあつと雨降とと六よら  
根あぐりの松さぐみ山の内の松を伐る跡よ伐ぶよ芽の生  
出くろくくび伐ども枯るる。七よ松の箸更に脂いぞど正  
月七日の間ら太箸とりひく松の箸をけくうて家毎に朝夕用ふ  
る。是は俗に七不思議とらる。

○七井戸

一よら深井宮下村あり二よら成井同所成井坂



弥勒踊

右二十二葉 岳亭八島定岡圖

はあり。三より華柄井正等寺の西の谷あり。四より清水井栗  
林の東あり。五より保太井神野村あり。六より寸府井下生村  
にあり。七より波左間井厨村の北あり。ついで八よりひなまき清  
水親鸞上人稲田村に居られし時。其地水乏し。故より  
七井戸のうちの一を大神より授けしとらる。俗説。和漢三才圖  
會よりても。

○矢の根石 高間原あり。矢の根のさるし。石の俗説。昔  
神軍のありし處ゆ。今矢の根の残りしより。此事俗  
説辨はるし。辨はるし。

○洲濱の菓子 此菓子の所の名物として賣し。土俗とらる。形  
とらる。ひなまき。太平記に難の字。節用集に  
載。豆飴。酢漿。洲濱。等の字とらる。又とらる。とらる。

○洲濱の紋と諸家紋帳はるし。菓子にまれ紋はるし。形  
洲濱のさるを象し。名りや。洲濱と今の嶋臺のさるし。

○世年解年塚 二里より北神戸の原あり。原の入口は鹿島  
の鳥居をさる。鳥居の左右は祭し。神は豊饗。過し。年里人の塚を  
堀と見えしとあり。方三尺ばかりあり。御影石は鬼の頭は矢  
と貫し。さるを鑿つけし。埋めし。あり。異國降伏の鎮

の塚は下生直義とらる。旧記。宝龜土牟神郡を戦り。不賊黨と。カ亡し。  
其首はあち。一町埋めし。土人塚と。はるし。

○白鳥郷 和名抄に鹿島郡白鳥郷とあり。今この名は  
旧記に中村より神戸の原までの間を白鳥郷とあり。風土  
記に古老曰。伊久米天皇之世有白鳥天飛来。化為僮女。夕  
上朝下摘石造池。為其築堤。徒積日月。築壞不得。作成。僮女  
等。此を審む。斯呂唱。升天不復降来。由此其所号白鳥郷云。

○青屋 六月廿一日大神よ薄の箸をそとく奉とく。とて青屋の神事とてひと。里人ゆで家ごとよ薄のそとくを用ひまぶく。茄子氏豆のこごひの青き初物を食こよ。俗のひ傳よ此日ち神護景雲二年春日御遷幸の日よ。春日よとてゆつるよとて忽のこと。これに御饌の調度なごも取あつむ。あつむひつる薄の箸より青物を供する。起つるよ。この故事を傳へるよ。よ。按よ。そのころれらとまれか。まれば伊勢の正殿の萱葺あつるよ。古風の質素とるを今に残して。かゝるものきよよよもあつる。

# 發行

# 書肆

|            |        |
|------------|--------|
| 江戸日本橋南壹丁目  | 須原屋茂兵衛 |
| 同 浅草茅町二丁目  | 同 伊八   |
| 同 日本橋通二丁目  | 山城屋佐兵衛 |
| 同 芝神明前     | 岡田屋嘉七  |
| 同 中橋廣小路町   | 西宮彌兵衛  |
| 同 下谷池端仲町   | 岡村庄助   |
| 同 本銀町三丁目   | 永樂屋丈助  |
| 同 十軒店      | 英屋大助   |
| 京都三條通御幸町角  | 吉野屋仁兵衛 |
| 尾州名古屋本町通   | 永樂屋東四郎 |
| 同 司所       | 菱屋藤兵衛  |
| 大阪心齋橋通北太良町 | 河内屋喜兵衛 |

